

事 務 連 絡

平成17年11月15日

各都道府県国民保護主管部 御中

消防庁国民保護・防災部国民保護室

市町村国民保護協議会の委員への自衛隊員の任命について

標記について、防衛庁より別添のとおり通知がありましたので、お知らせ致します。

各都道府県におかれては、各都道府県内の市町村国民保護計画の作成に向け、準備されていることと思います。市町村国民保護協議会の委員への自衛隊員の任命については、地方公共団体と自衛隊の連携を深める観点から、このたび、防衛庁より同任命にかかる防衛庁長官の同意は別添の手続により行う旨の連絡がありました。防衛庁では、市町村からの要望を踏まえて、当該市町村と調整の後、委員の任命に係る同意を行うことを考えており、都道府県におかれては、市町村の要望を取りまとめ、別添の手続きにより、自衛隊の各連絡部隊等に対し、提出下さいますようお願いいたします。

また、おって貴都道府県内の市町村に対しても周知されるようお願いいたします。

都道府県国民保護計画担当課 御中

防衛庁運用局運用課国民保護・災害対策室

### 市町村国民保護協議会の委員への自衛隊員の任命について

- 1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項第2号においては、市町村長は、市町村国民保護協議会の委員に自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛庁長官の同意を得たものに限る。）を任命することができるかとされています。
- 2 貴都道府県において、域内市町村から市町村国民保護協議会に自衛隊に所属する者を任命したいという希望が示された場合、当該任命にかかる防衛庁長官の同意を得る手続については、基本的には次の順序にて行うようお願いします。
  - (1) 都道府県において、域内市町村のうち、市町村国民保護協議会に自衛隊に所属する者を委員として任命することについてのニーズを持つものを把握する。
  - (2) 都道府県は、取りまとめた市町村のニーズにつき、それぞれ陸上自衛隊からの委員の派遣を求めるものか、海上自衛隊からの委員の派遣を求めるものか、又は、航空自衛隊からの委員の派遣を求めるもので分けた上で、別紙1に示す当該都道府県との連絡を担当する部隊等（以下「連絡担当部隊等」という。）にそれぞれ提出する（例えば、陸上自衛隊からの委員の派遣を求める市町村のニーズは、陸上自衛隊の連絡担当部隊等に提出することになる。）。
  - (3) 連絡担当部隊等より都道府県に対して、各市町村との調整を担当する部隊等（以下「調整担当部隊等」という。）を連絡するので、都道府県は、各市町村にその旨を伝達し、個別の調整を開始させる。都道府県は調整の進捗状況を把握する。
  - (4) 都道府県は、ニーズを有する域内全市町村の調整が完了した段階で、連絡担当部隊等と調整して、市町村長から防衛庁長官宛に同意を求める公文書（ひな形として別紙2）の日付を決定する。都道府県は、調整を担当した部隊等に当該日付で公文書を送付するよう、市町村に伝達する。（又は、連絡担当部隊等から特に要請が

あった場合は、都道府県において市町村からの公文書を取りまとめの上、連絡担当部隊等に送付する。）

(5) 各市町村（又は都道府県）より送付された公文書は、順序を経て防衛庁長官に進達される。防衛庁長官の回答は、上記（4）で用いたルートで市町村に送付される。

(別紙 1)

県名	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊
北海道	北部方面総監部	大湊地方総監部	第 2 航空団
青森県	東北方面総監部	大湊地方総監部	北部航空方面隊
岩手県	東北方面総監部	横須賀地方総監部	北部航空方面隊
宮城県	東北方面総監部	横須賀地方総監部	第 4 航空団
秋田県	東北方面総監部	舞鶴地方総監部	北部航空方面隊
山形県	東北方面総監部	舞鶴地方総監部	中部航空方面隊
福島県	東北方面総監部	横須賀地方総監部	中部航空方面隊
茨城県	東部方面総監部	横須賀地方総監部	第 7 航空団
栃木県	東部方面総監部	横須賀地方総監部	中部航空方面隊
群馬県	東部方面総監部	横須賀地方総監部	中部航空方面隊
埼玉県	東部方面総監部	横須賀地方総監部	中部航空方面隊
千葉県	東部方面総監部	横須賀地方総監部	第 1 補給処
東京都	東部方面総監部	横須賀地方総監部	航空総隊
神奈川県	東部方面総監部	横須賀地方総監部	中部航空方面隊
新潟県	東部方面総監部	舞鶴地方総監部	中部航空方面隊
富山県	中部方面総監部	舞鶴地方総監部	第 6 航空団
石川県	中部方面総監部	舞鶴地方総監部	第 6 航空団
福井県	中部方面総監部	舞鶴地方総監部	第 6 航空団
山梨県	東部方面総監部	横須賀地方総監部	中部航空方面隊

長野県	東部方面総監部	横須賀地方総監部	中部航空方面隊
岐阜県	中部方面総監部	横須賀地方総監部	第2補給処
静岡県	東部方面総監部	横須賀地方総監部	航空教育集団
愛知県	中部方面総監部	横須賀地方総監部	第1輸送航空隊
三重県	中部方面総監部	横須賀地方総監部	中部航空方面隊
滋賀県	中部方面総監部	舞鶴地方総監部	中部航空方面隊
京都府	中部方面総監部	舞鶴地方総監部	中部航空方面隊
大阪府	中部方面総監部	呉地方総監部	中部航空方面隊
兵庫県	中部方面総監部	呉地方総監部 舞鶴地方総監部	中部航空方面隊
奈良県	中部方面総監部	呉地方総監部	幹部候補生学校
和歌山県	中部方面総監部	呉地方総監部	中部航空方面隊
鳥取県	中部方面総監部	舞鶴地方総監部	第3輸送航空隊
島根県	中部方面総監部	舞鶴地方総監部	第3輸送航空隊
岡山県	中部方面総監部	呉地方総監部	西部航空方面隊
広島県	中部方面総監部	呉地方総監部	西部航空方面隊
山口県	中部方面総監部	呉地方総監部 佐世保地方総監部	第12飛行教育団
徳島県	中部方面総監部	呉地方総監部	中部航空方面隊
香川県	中部方面総監部	呉地方総監部	中部航空方面隊
愛媛県	中部方面総監部	呉地方総監部	西部航空方面隊
高知県	中部方面総監部	呉地方総監部	西部航空方面隊
福岡県	西部方面総監部	佐世保地方総監部	西部航空方面隊
佐賀県	西部方面総監部	佐世保地方総監部	西部航空方面隊

長崎県	西部方面総監部	佐世保地方総監部	西部航空方面隊
熊本県	西部方面総監部	佐世保地方総監部	西部航空方面隊
大分県	西部方面総監部	呉地方総監部	西部航空方面隊
宮崎県	西部方面総監部	呉地方総監部	第5航空団
鹿児島県	西部方面総監部	佐世保地方総監部	西部航空方面隊
沖縄県	西部方面総監部	佐世保地方総監部	南西航空混成団

(別紙2)

×××第〇〇〇号  
平成〇年〇月〇日

防衛庁長官 殿

〇〇県△△市(町村)長

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
(平成16年法律第112号)第40条第4項第2号の規定により、  
自衛隊に所属する者を市町村国民保護協議会委員に任命する  
に当たって防衛庁長官の同意について(依頼)

標記について、〇〇県△△市(町村)国民保護協議会の委員に下記の者を任命  
したいので同意願います。

記

(部隊名) (職)